

編集後記

オンライン学会にも違和感はなくなりましたが、コロナも5類感染症へ移行し、現地の学会に足を運ぶことが多くなりました。顔を合わせながら意見を交わし合うのはやはり良いものです。今年になり海外にも何度か出張しました。私の中での勝手な思い込みにより、インドはこれまでずっと避けてきた国の一つでありました。しかしとある学会に招待され、この度初めてインドを訪れました。その頃の日本は毎日が猛暑日でしたが、インドは雨期のためかさほど暑くもなく、空港に降り立った時はむしろ日本より過ごしやすい感じがしました。準備されたタクシーに乗り込み、空港から会場のあるホテルまで移動しました。想像以上の交通渋滞、不衛生な街並みには驚かされました。会場はというと、そこは5つ星リゾートホテルということもあり、外の街並みや喧騒から一転、非常に綺麗で快適でした。

毎日が雨ということもありましたが、3つの口演とシンポジウムの座長に加え、若手ドクターとのfellowship interviewが（事前に連絡もなく）割り当てられており、結局観光はできず、3日間会場に缶詰となりました。日本との違いとして感じられたことは、まず時間にルーズな点でしょうか。時間通りにセッションが始まらないことが多々あり、もしかして時間を間違えているのか……と困惑することがしばしば。また、海外ではカダバーを用いたライブサージェリーがよくありますが、その学会では実際の症例でライブサージェリーが行われていました。患者さんは麻酔をかけられ、切開されたまま？ 出番を待つような状態でした。お国柄の違いとはいえ、驚かされました。しかし、学会自体はというと、一日中活発なディスカッションが交わされ、また海外の演者から少しでも多くのものを

を吸収しようという熱意が感じられ、これからの発展を思わせる印象的な学会でした。

発表も無事終え帰路につきましたが、機内でいわゆるwelcome showerの洗礼を受けました。水道水は飲まない、水は入れない、歯磨きはペットボトルの水、シャワーは下を向いて浴びる……、一応滞在中は気を付けました。しかし、食事は毎日カレーなど香辛料の強いものが多く、つい朝食バイキングでサラダを食べたのが失敗でした（高級ホテルなので油断しました）。帰国後数日間は食事をとることもできず、もちろん市販の下痢止めなど全く効きません。内科医の兄に電話で相談し、ホスミシンを勧められ、これが奏効しました。エビデンスの有無はわかりませんが、インドに行かれる方にはお勧めです。

さて今回の特集は、内尾祐司先生のご企画による「変形性関節症の病態に迫る—疾患修飾による治療を展望して」です。OAは有病者数の多いcommon diseaseでありながら、診断のためのバイオマーカーや疾患修飾薬はありません。このため関節リウマチのような治療プロトコルは存在せず、症状に応じて対症療法から始めるのが常です。本特集号を読んで、OAの疾患修飾治療にはまだ膨大な時間と研究が必要なこと、一方、発症や進展に関する様々な機構が少しずつ明らかになってきていることがわかりました。疾患修飾薬は様々な疾患で開発され患者さんの福音となっておりますが、その医療費は高額で、医療供給体制の整備が課題となるでしょう。また、西野先生のエッセイではありませんが、社会の片隅にそのような治療が受けられない患者さんもいることを忘れてはいけません。

（石橋恭之）

「整形・災害外科」第66巻 第12号（11月号） 2023年11月1日発行（毎月1回1日発行） 定価 2,970 円（本体 2,700 円＋税 10%） 年間購読料金 定価 45,980 円（本体 41,800 円＋税 10%） 〔年間13冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕 〔年間予約購読者に限り送料無料〕	発行所 金原出版株式会社 発行者 福村直樹 〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-14 TEL 03 (3811) 7165〔編集室直通〕 TEL 03 (3811) 7184〔営業部直通〕 FAX 03 (3813) 0288 www.kanehara-shuppan.co.jp 振替口座 00130-1-191269 印刷所 三報社印刷株式会社 広告申込先 (株) 文京メディカル TEL 03(3817)8036
---	--

・本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、貸与権、二次的著作物への利用に関する原著者の権利は、金原出版株式会社が保有します。

・JCOPY <出版者著作権管理機構 委託出版物>

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。